

報道発表資料 [2006年7月掲載]

東京都情報公開審査会の答申(第344号)について

平成18年7月25日

生活文化局

東京都情報公開審査会(会長 西谷 剛)は、「確認済証を交付した旨の報告書一式」の一部開示決定に対する異議申立てについて、非開示とした部分のうち、「確認検査員の氏名」は開示すべきである旨、東京都知事に答申を行った。

1 諮問の概要

- (1) 諮問件名・・・「確認済証を交付した旨の報告書一式」の一部開示決定に対する異議申立て
- (2) 非開示理由・・・東京都情報公開条例7条2号(個人情報)及び同条4号(犯罪の予防・捜査等情報)に該当

2 答申の骨子(結論)

「確認済証を交付した旨の報告書一式」について、非開示とした部分のうち、「確認検査員の氏名」は開示すべきである。

3 答申までの経過

- (1) 開示請求 平成17年10月13日
- (2) 一部開示決定 平成17年10月27日
- (3) 異議申立て 平成18年1月4日
- (4) 諮問 平成18年3月15日
- (5) 答申 平成18年7月25日

4 審査会の判断の要旨

1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「確認済証を交付した旨の報告書一式(平成16年〇月〇日付第〇〇号)(確認:(株)〇〇)」(以下「本件対象公文書」という。)である。

本件対象公文書は、建築基準法6条の2第3項の規定により、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関である株式会社〇〇が、当該建築物の建築主に対して確認済証(第〇〇号)を交付した旨を、特定行政庁である知事あてに報告した際の文書である。

2) 条例7条2号該当性について

本件対象公文書において非開示とされた確認検査員の氏名は、同号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

3) 条例7条2号ただし書該当性について

建築確認は、特定行政庁の機関である建築主事によって行われるほかに、国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けた確認検査機関において行われることが認められており、指定確認検査機関による確認に関する事務も、建築主事による確認事務の場合と同様に、地方公共団体の事務とされている(平成17年6月24日最高裁判所第二小法廷決定)。そして、建築基準法6条の2により、指定確認検査機関による確認検査を受けた後に確認済証等の交付を受けたときは、当該確認済証等は建築主事によるものとみなされる。

実施機関が主張するとおり、建築基準法上、行政機関としての建築主事に対応するのは指定確認検査機関であり、一個人である確認検査員ではないが、指定確認検査機関において実質的に確認検査を

行うのは確認検査員であり、実質上、建築主事と全く同一の職責・権能を果たしていると認められる。

このような職務内容からも、建築基準法77条の25第2項において、確認検査員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされている。

以上のことを総合的に勘案すると、指定確認検査機関の確認検査員の職務内容は、建築主事の職務内容と実質的に同一の公益性を有するものとみなすことができ、建築確認を行った建築主事の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされていることとの均衡を考えると、建築確認を行った確認検査員の氏名も「公にすることが予定されている情報」と言うべきであり、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、建築確認の対象であるマンションなどの建築物は、都民一般にとって重要な財産であり、その欠陥は生命身体に重大な影響を及ぼすものであって、その安全性を確保するため、建築基準法の規定の遵守について、確認検査の業務の公正かつ確かな実施の確保が極めて重要であり、実際に検査確認を担当した確認検査員の役割は大きいと考えられる。

特に、近時、指定確認検査機関による建築確認については、耐震強度の偽装問題等により社会全般の関心が極めて高くなっている。このような状況にかんがみると、本件建築確認がどの確認検査員によって行われたかを公にすることは、人の生命、健康、生活又は財産上の利益を保護するため、公益上必要であると認められるので、同号ただし書ロにも該当すると認められる。

問い合わせ先
生活文化局広報広聴部情報公開課
電話 03-5388-3134
(所管部局)
都市整備局市街地建築部建築指導課
電話 03-5388-3370

〔別紙〕

諮問第424号



答申

1 審査会の結論

「確認済証を交付した旨の報告書一式(平成16年〇月〇日付第〇〇号)(確認:(株)〇〇)」の一部開示決定において非開示とした部分のうち、「確認検査員の氏名」は開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、異議申立人が行った「平成16年〇月〇日に都市整備局市街地建築部建築指導課が第〇〇号の確認処分について受けた文書一式」の開示請求に対し、東京都知事(以下「知事」という。)が平成17年10月27日付けで行った一部開示決定について、「確認検査員の氏名」を非開示とした部分の取消しを求めるといったものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主な理由は、次のように要約される。

ア 「建築基準法第6条の2第3項の規定による確認済証を交付した旨の報告書」(以下、「本件文書」という。)に記載された株式会社〇〇は、建築基準法に基づく指定確認検査機関であり、特定行政庁の確認検査の業務を代行している。確認検査の業務は、人の生命、健康、生活や財産に密接に関わるものである。例えば、地震の際に建築物が倒壊しないように建物の構造計算が正確にされているかどうか、適正かつ公正に判定する必要がある。指定確認検査機関で確認検査が適正に行われなかったことが重大な社会問題になっている。指定確認検査機関による確認検査の情報を特定行政庁が積極的に公開することは、確認検査の業務が適正かつ公正に実施されることに大いに役立つと考えられる。

イ 知事は、本件文書に記載された「確認検査員」の氏名を、条例7条2号に該当するとして非開示とした。しかしながら、指定確認検査機関で確認検査を行う確認検査員は、特定行政庁の建築主事と同じ

資格で、「みなし公務員」である。建築主事の氏名は公開されている。確認検査員の氏名も公開されるべきである。

本文書に記載された「確認検査員」が、株式会社〇〇の取締役であること、訴訟記録等により確認検査員の資格を持つことは、公にされている。

ウ 平成15年11月11日の最高裁判所第三小法廷判決では、「法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報」及び「公務員の職務の遂行に関する情報」は、「個人に関する情報」に当たらないと判示している。

指定確認検査機関の確認検査員の職務の遂行に関する情報は、地方公共団体の公務員の職務と同視すべきものであり、また、「権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報」にも該当するため、「個人に関する情報」に当たらないと考える。

エ 社会資本整備審議会建築分科会の中間報告においても、「指定確認検査機関の情報開示の徹底」として、「指定確認検査機関の業務実績、組織体制、出資状況・財務状況、監督処分等の情報を開示することが必要である。」と提言されている。

オ 異議申立人が他の特定行政庁に対して「確認済証を交付した旨の報告書」を開示請求したところ、「確認を行った確認検査員の氏名」の情報が開示されている。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭による説明において主張している内容は、次のように要約される。

(1) 異議申立人は、確認検査員は特定行政庁の建築主事と同じ資格で「みなし公務員」であるため、氏名も公開すべきであると主張しているが、建築基準法77条の25は、指定確認検査機関及び確認検査員等の職員に、秘密保持義務を課すとともに、「刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなす」という規定である。

建築主事は、行政庁の一つの機関であり、一個人である確認検査員とは同一ではない。また、指定確認検査機関名は公示されているが、その職員である確認検査員については、公表するという規定はない。

(2) 異議申立人は、本件確認検査員は株式会社〇〇の取締役であり、確認検査員の資格を持つことは公にされているので、開示すべきと主張しているが、本件の建築確認を行った確認検査員が誰であるかということは、一般に公になっていない。

また、建築基準法の規定により閲覧に供している「建築計画概要書」においても、建築確認済証交付者は、指定確認検査機関名で表示しており、確認検査員の氏名は表示されていない。

(3) 「確認検査員の氏名」は、個人に関する情報で、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であり、一般に公にされている情報ではないため、条例7条2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年月日	審議経過
平成18年 3月15日	諮問
平成18年 4月 4日	実施機関から理由説明書收受
平成18年 4月21日	実施機関から説明聴取(第41回第三部会)
平成18年 5月22日	異議申立人から意見書收受
平成18年 5月22日	審議(第42回第三部会)
平成18年 6月19日	審議(第43回第三部会)

(2) 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、「確認済証を交付した旨の報告書一式(平成16年〇月〇日付第〇〇号)(確認:(株)〇〇)」(以下「本件対象公文書」という。)である。

本件対象公文書は、建築基準法6条の2第3項の規定により、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関である株式会社〇〇が、当該建築物の建築主に対して確認済証(第〇〇号)を交付した旨を、特定行政庁である知事あてに報告した際の文書である。

実施機関は、本件対象公文書のうち、確認検査員の氏名を条例7条2号により、また、建築士の印影を条例7条4号により、それぞれ非開示とした。

イ 審査会の審査事項について

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によれば、異議申立人が審査会に審査を求めているのは、実施機関が非開示とした部分のうち、確認検査員の氏名を非開示としたことの妥当性であると認められるから、審査会はこの点について判断する。

ウ 指定確認検査機関及び確認検査員等について

「指定確認検査機関」とは、建築基準法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けて建築確認検査を行う民間機関である。確認検査業務は、従来特定行政庁の建築主事が行ってきたが、平成10年の建築基準法改正により、必要な審査能力を備える公正な民間機関である指定確認検査機関においても行うことが可能となった。

「確認検査員」とは、指定確認検査機関において確認検査を実施させるため、「建築基準適合判定資格者検定」に合格し登録を受けた者のうち指定確認検査機関が選任した技術者である。「建築基準適合判定資格者検定」は、一級建築士試験に合格し、確認検査等の業務に関して2年以上の実務経験を有する者でなければ受験することができず、その合格者が国土交通大臣に登録した上で、行政機関で働く場合は「建築主事」、民間機関で働く場合は「確認検査員」と呼ばれることとなっている。なお、「建築基準適合判定資格者検定」の合格者氏名は、建築基準法施行令(昭和25年政令338号)6条の規定に基づき官報公告を行うとともに、国土交通省のホームページに掲載されている。

指定確認検査機関においては、建築基準法で定める建築基準適合判定資格を有する確認検査員を置くことが必須要件となっており、指定確認検査機関が確認検査を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、確認検査員に実施させなければならないとされている。確認検査員以外の者に確認検査等を行わせた場合は、建築基準法77条の24第1項に違反することとなり、同法に基づく処分として、業務停止等を命ぜられる。

「確認済証」は、建築主事又は指定確認検査機関が、建築計画が法令の規定に適合していると認められた場合に発行する証明書であり、この確認済証が交付されて、初めて工事に着手することが可能となる。指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、国土交通省令で定める書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。確認済証及び特定行政庁への報告書には、確認検査を行った確認検査員の氏名を明記することが必要とされている。

エ 条例7条2号該当性について

条例7条2号本文は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定しているところ、本件対象公文書において非開示とされた確認検査員の氏名は、同号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

オ 条例7条2号ただし書該当性について

条例7条2号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

建築確認は、特定行政庁の機関である建築主事によって行われるほかに、国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けた確認検査機関において行われることが認められており、指定確認検査機関による確認に関する事務も、建築主事による確認事務の場合と同様に、地方公共団体の事務とされている(平成17年6月24日最高裁判所第二小法廷決定)。そして、建築基準法6条の2により、指定確認検査機関による確認検査を受けた後に確認済証等の交付を受けたときは、当該確認済証等は建築主事によるものとみなされる。

実施機関が主張するとおり、建築基準法上、行政機関としての建築主事に対応するのは指定確認検査機関であり、一個人である確認検査員ではないが、指定確認検査機関において実質的に確認検査を行うのは確認検査員であり、実質上、建築主事と全く同一の職責・権能を果たしていると認められる。

このような職務内容からも、建築基準法77条の25第2項において、確認検査員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされている。

以上のことを総合的に勘案すると、指定確認検査機関の確認検査員の職務内容は、建築主事の職務内容と実質的に同一の公益性を有するものとみなすことができ、建築確認を行った建築主事の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされていることとの均衡を考えると、建築確認を行った確認検査員の氏名も「公にすることが予定されている情報」と言うべきであり、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、建築確認の対象であるマンションなどの建築物は、都民一般にとって重要な財産であり、その欠陥は生命身体に重大な影響を及ぼすものであって、その安全性を確保するため、建築基準法の規定の遵守について、確認検査の業務の公正かつ確な実施の確保が極めて重要であり、実際に検査確認を担当した確認検査員の役割は大きいと考えられる。

特に、近時、指定確認検査機関による建築確認については、耐震強度の偽装問題等により社会全般の関心が極めて高くなっている。このような状況にかんがみると、本件建築確認がどの確認検査員によって行われたかを公にすることは、人の生命、健康、生活又は財産上の利益を保護するため、公益上必要であると認められるので、同号ただし書ロにも該当すると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

渡辺 忠嗣、小幡 純子、鴨木 房子、前田 雅英

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)

《お問い合わせ》 東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 [《地図》](#) 電話03-5321-1111(代表) [《電話番号一覧》](#)